

社団法人 日本農芸化学会定款

〔平成14年3月24日通常総会承認
平成14年6月25日文科科学大臣認可〕

第1章 総 則

- 第1条 この法人は、社団法人日本農芸化学会と称する。
- 第2条 この法人は、事務所を東京都文京区弥生2丁目4番16号に置く。
- 第3条 この法人は、評議員会および理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

- 第4条 この法人は、農芸化学の進歩を図り、もって科学、技術、文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 会誌、研究報告、および資料の刊行
 - 2 講演会および研究会の開催
 - 3 研究の奨励および研究業績の表彰
 - 4 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- 第6条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。
- | | |
|--------|-----------|
| 1 正会員 | 5 維持会員 |
| 2 名誉会員 | 6 団体会員 |
| 3 終身会員 | 7 外国人購読会員 |
| 4 学生会員 | |
- 第7条 正会員は、次の資格の一つをそなえ、別に定める会費を納める個人とする。
- 農芸化学について学識または経験のあること。
農芸化学に対して密接な関係のあること。
- 2 団体会員は、農芸化学に対して密接な関係を有し、別に定める会費を納める団体とする。
 - 3 学生会員は、大学、またはこれに準ずる学校に在籍し、別に定める会費を納める学生とする。ただし、大学院学生も含む。
 - 4 外国人購読会員は、農芸化学に対して密接な関係を有し、この法人の発行する会誌を定期的に購読する外国人とする。

第8条 維持会員は、この法人の目的に賛成し、その事業を維持するため、別に定める会費を1口以上納める団体または個人とする。

第9条 名誉会員は、農芸化学の発達に関し功績のあった者で、評議員会が推薦し、総会の承認を経た者とする。

名誉会員は、会費を納めることを必要としない。

2 終身会員は、本会の発展に功績のあった者で、理事会が推薦し、評議員会の承認を経た者とする。
終身会員は、会費を納めることを必要としない。

第10条 会員として入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第11条 団体会員または維持会員である団体は、その代表者を定め、所定の様式によりこれを届けなければならない。

第12条 既納の会費は、いかなる場合でも返還しない。

第13条 会員は、この法人が刊行する会誌、研究報告および資料の優先的頒布を受けることができる。

第14条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- 1 退 会
- 2 死亡または失踪宣告
- 3 除 名

第15条 退会を希望する者は、理由を付して退会届を提出し、会費の未納がある場合は、これを全納しなければならない。

第16条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会、評議員会、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 1 会費を滞納したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき。

第4章 代議員、役員、評議員および職員

第17条 本会に代議員200名以上250名以下を置き、民法上の社員とする。

第18条 代議員は、別に定める規定により、支部から選出された者および役員とする。

第 19 条 代議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 代議員の任期は、4 月 1 日に始まるものとする。

3 代議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第 20 条 代議員は、正会員、名誉会員、終身会員および学生会員の代表として次の職務を担う。

総会に出席して議決権を行使すること。

役員および会長指名評議員の認否に関すること。

会員の意向を常に総会に反映するよう務めること。

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

理事 15 名以上 23 名以内（うち会長 1 名、副会長 2 名）

監事 2 名

第 22 条 会長、副会長および監事は、別に定める役員選考委員会において、正会員または終身会員のうちから選出し、総会の承認を経て定める。

理事（会長および副会長を除く）は、総会で選任する。

第 23 条 会長は、会務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事（会長および副会長を除く）は、会長および副会長を補佐し、別に定めるところによって、会務を分担する。

第 24 条 理事は、理事会を組織し、この定款に定める事項を議決し、執行する。

第 25 条 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

第 26 条 この法人に評議員を置く。

2 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

1. 正会員および終身会員の互選で定める 100 名以内の者。

2. 総会の承認を経て会長が指名する 50 名以内の者。

3. 会長または副会長であった者。

第 27 条 会長、副会長および評議員は、評議員会を組織し、この定款に定める事項を審議する。

第 28 条 役員および評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員および評議員の任期は、4 月 1 日に始まるものとする。

3 役員および評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

4 会長、副会長および監事に欠員を生じた場合は、補充選出を行う。ただし、理事会および評議員会

が会務の執行に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

5 理事または評議員に欠員を生じ、理事会および評議員会が補欠の必要を認めたときは、所定の手続きを経て、これらの理事または評議員を補充することができる。

6 第 4 項および前項の場合には、その直後の総会の承認を得なければならない。

7 補欠による役員および評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 29 条 代議員、役員および評議員は、この法人の代議員、役員または評議員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても、評議員会および総会の議決により、これを解任することができる。

第 30 条 役員は、有給とすることができる。

第 31 条 この法人の事務を処理するため、職員を置く。職員は、会長が任免する。

職員は有給とする。

第 5 章 会 議

第 32 条 総会を分けて、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 カ月以内に開く。

3 臨時総会は、理事会もしくは評議員会が必要を認めたとき、監事から請求があったとき、または代議員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して請求があったときに開く。

第 33 条 総会は、会長が招集する。

2 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面、またはこの法人の会誌の広告によって通知する。

3 正会員、名誉会員、終身会員および学生会員は、総会に出席することができる。

第 34 条 総会の議長は、出席代議員の互選とする。

第 35 条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

1 事業計画および収支予算

2 事業報告および収支決算

3 財産目録、貸借対照表および正味財産増減計算書

4 その他理事会または評議員会で必要と認めた事項

第 36 条 総会は、民法上の社員である代議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をするこ

とができない。ただし、当該事項につきあらかじめ書面で意思を表示した者は、出席者とみなす。

第 37 条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 38 条 会長は、総会の議事の要項および議決した事項を会員に通知する。

第 39 条 理事会は、随時会長が招集する。ただし、会長は、理事現在総数の 2 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内にこれを召集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

第 40 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 41 条 評議員会は、年 2 回会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めるとき、または監事から請求があったとき、もしくは評議員現在総数の 5 分の 1 以上から請求があったときは、会長が随時にこれを召集する。

第 42 条 評議員会の議長は、会長とする。

第 43 条 次の事項は、評議員会に提出して、その承認を受けなければならない。

- 1 通常総会に提出して、その承認を受けなければならない事項
- 2 支部の設置
- 3 会員の除名
- 4 その他重要な事項

第 44 条 評議員会は、出席者が評議員現在総数の 3 分の 1 以上に達しなければ、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面で意思を表示した者は、出席者とみなす。

第 45 条 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 46 条 総会、理事会および評議員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第 6 章 支 部

第 47 条 支部には、支部長 1 名および支部幹事若干名を置く。

第 48 条 支部長および支部幹事は、各支部で選出され、会長がこれを承認する。

第 7 章 資産および会計

第 49 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 1 別紙財産目録記載の財産
- 2 会 費
- 3 事業に伴う収入
- 4 資産から生ずる収入
- 5 寄付金品
- 6 その他の収入

第 50 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金品であつて、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

第 51 条 この法人の基本財産のうち、現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、定期預金とするか、または定期郵便貯金として、会長が保管する。

第 52 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事現在数、評議員現在数および代議員現在数のおおの 3 分の 2 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第 53 条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる収入等の運用財産をもって支弁する。

第 54 条 寄付金は、評議員会の議決を経てこれを受領する。

第 55 条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後 2 カ月以内に会長が作成し、その年度末現在の財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書および事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会、評議員会および総会の承認を受けて、事業年度終了後 3 カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会、評議員会および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第 56 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、会長が編成し、理事会、評議員会および総会の承認を受けて文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画およびこれ

に伴う収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないとき、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 57 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経なければならない。借入金（その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）については、理事現在数、評議員現在数、代議員現在数のおおのの 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第 58 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

第 8 章 定款の変更ならびに解散

第 59 条 この定款は、理事現在数、評議員現在数、代議員現在数のおおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第 60 条 この法人の解散は、理事現在数、評議員現在数、代議員現在数のおおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第 61 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数、評議員現在数、代議員現在数のおおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益

事業に寄付するものとする。

第 9 章 補 足

第 62 条 この定款の施行についての細則は、理事会、評議員会および総会の議決を経て、別に定める。

第 63 条 従来日本農芸化学会に属した会員および権利義務の一切は、この法人が継承する。

第 64 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

定 款

社員の名簿

役員の名簿および履歴書

職員の名簿および履歴書

財産目録

資産台帳および負債台帳

収入支出に関する帳簿および証拠書類

理事会、評議員会および総会の議事に関する書類

官公署往復書類

収支予算書および事業計画書

収支計算書および事業報告書

貸借対照表

正味財産増減計算書

その他必要な書類および帳簿

2 前項の書類および帳簿は、永年保存としなければならない。ただし、前項第 7 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 9 号および 14 号の書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 情報公開に関する事項は、別に定める規定により運用する。